

6. 国による子ども医療費助成制度の創設について

東海部会提出
説明担当 一宮市

(理由)

平成23年12月に厚生労働省が発表した2010年合計特殊出生率は1.39で、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っており、危機的な状況が続いている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、子ども医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの都道府県・市町村で実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

しかし、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じているのが現状である。

また、児童期までの年代は、病気にかかりやすく、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。

子どもは、どこに生まれ住んだとしても、ひとしく大切に育てなければならない。このような地方自治体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、国の制度として実施することが必要である。

よって、国におかれては、自治体間の格差を是正し、子育て支援、少子化対策をさらに強化できるよう、義務教育終了時までの子どもに対する医療費助成を国の制度として早期に創設するよう強く要望する。